

深刻化する野生鳥獣被害に対し 社会全体としてどう取り組むべきか

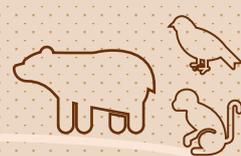
～全国自治体調査を通じた「共生圏のリデザイン」への提言～

2025年7月24日



目次

第1章	野生鳥獣被害の実情	2
1-1	野生鳥獣被害とは	3
1-2	なぜ野生鳥獣被害が深刻化しているか？	7
1-3	野生鳥獣被害に対する動向	9
第2章	野生鳥獣被害対策の実態	12
2-1	アンケート調査の実施内容	13
2-2	アンケート調査結果	15
第3章	得られる示唆と提言	27
3-1	基礎自治体単独対応の限界	28
3-2	共生圏のリデザイン	29
3-3	共生圏のリデザインを実現するために	32
3-4	(補遺)ネイチャーポジティブとの接続	34



はじめに

近年、全国各地で野生鳥獣被害が深刻化している。

特に、イノシシ、シカやクマなどが農作物や森林に与える被害は、農林業従事者の経済的な打撃となっているだけでなく、農業者の意欲を奪い、耕作放棄地の増加を招く悪循環を引き起こしている。また、野生動物による人身被害が増加し、住民の安全が脅かされていることも深刻な問題である。

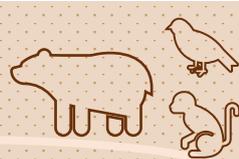
このような野生鳥獣被害の深刻化には、いくつかの要因がある。かつての日本の農山村では、里山の暮らしが人々の日常と密接に結びついており、自然環境と共生する仕組みが築かれていた。しかし、農林業の衰退や中山間地域の過疎化、高齢化により、こうした環境は大きく変化している。耕作放棄地や手入れされなくなった林縁は、野生動物にとっての侵入経路となり、かつての「緩衝地帯」としての役割を失いつつある。結果として、野生動物が人間の生活圏に侵入しやすくなり、被害が深刻化しているという状況が生まれている。

こうした状況を受け、野生鳥獣被害を被っている全国の自治体（特に、基礎自治体）では個別に対策を進めているが、被害を抑制し状況を改善させるために、更なる対策が急務となっている。

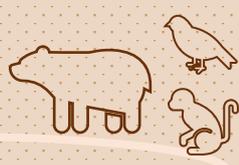
これらの背景を踏まえ、弊社では、野生鳥獣被害対策実施状況や対策を実施する上での課題を把握するため、全国の特別区を含む基礎自治体 1,718 団体を対象にアンケート調査を実施した。

本レポートでは、アンケート結果から見てきた全国的な野生鳥獣被害の現状を明らかにするとともに、現行の対策の課題や限界を探り、野生鳥獣被害の軽減に向けて必要なアプローチについて考察する。

本レポートが、未来へ向けた効果的な対策の実現に向けた一助となれば幸いである。



第1章 野生鳥獣被害の実情



1-1 野生鳥獣被害とは

近年、全国的に野生鳥獣被害が深刻化している。野生鳥獣被害とは「野生の鳥や獣が人間の生活・農業等の経済活動に対して引き起こす被害」を指し、主な野生鳥獣被害は、(1)農業被害や(2)林業被害、(3)人身被害である。また、(1)～(3)の主な野生鳥獣被害の他にも家畜被害（感染症）、生活環境被害等も発生しており、野生鳥獣は多くの被害を与えている。

主な野生鳥獣被害の具体的な状況として、(1)農業被害については、農林水産省農村振興局の「鳥獣被害の現状と対策」によると、令和5年度の野生鳥獣による全国の農作物被害額は164億円（対前年度+8.0億円）、被害面積は4万1千ha（同+7千ha）、被害量は51万t（同+4万t）となっている。また、指定管理鳥獣（イノシシ、シカ、クマ）別の被害額については、イノシシ（被害額36億円、対前年度-0.1億円）等で減少する一方、シカ（同70億円、同+4.5億円）、クマ（同7億円、同+3.4億円）等の被害額は増加している（図1）。なお、総務省の「知ってほしい鳥獣被害現場の実態 ～鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査の結果～」によると、野生鳥獣による被害額を農林水産省に報告していない自治体もいると想定されているため、実際の被害額及び被害面積は更に多いことが予想される。

なお、平成22年度からの農作物被害額の推移をみると減少傾向にあるため、野生鳥獣による農業被害も減少傾向にあるように見える。しかし、国内の作付延べ面積が減少傾向にある点には留意すべきと考える。農林水産省の「農地に関する統計」によると、令和5年度の作付け延べ面積は391.2万haとなっており、平成27年度の作付け延べ面積は412.7万haとなっている。平成27年度を基準とした令和5年度時点での作付け延べ面積の減少率は5.2%となっている。対して、平成27年度を基準とした令和5年度時点での農作物被害額の減少率は6.8%となっている。これより、国内の作付延べ面積の減少が、野生鳥獣による農作物被害額減少に繋がっていると想定される（図2）。

また、鳥獣被害対策交付金の予算額が増加傾向にあるものの、農作物被害額が減少していない点にも注目したい。財務省の「総括調査票」によると、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額が平成30年以降増加傾向となっており、特に令和6年度では過去最高予算額となる148億円となっている。一方、農作物被害額は平成30年以降横ばいで推移している。財務省も「野生鳥獣による農作物被害額を見ると、鳥獣被害金額は平成22年度の239億円をピークに減少してきたが、平成30年度以降、停滞しており、多額の交付金が必ずしも被害額減少には繋がっていない状況にある」と言及している（図3）。

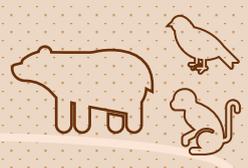
上記2点を踏まえると、実態としては野生鳥獣による農業被害の減少傾向は緩やかであると考えられる。

(2)林業被害については、林野庁の「令和5年度 主要な野生鳥獣による森林被害面積」及び林野庁の「第1部 第1章 第3節 森林保全の動向(4)」、環境省の「鳥獣被害の現状と対策について」によると、令和5年度のシカによる森林被害面積は1,764ha（対前年度-110ha）となっている。令和2年度から減少傾向にあるものの、依然として野生鳥獣による林業被害は発生している（図4）。

(3)人身被害については、環境省の「クマ類による人身被害について[速報値]」によると、令和6年度



第1章 野生鳥獣被害の実情

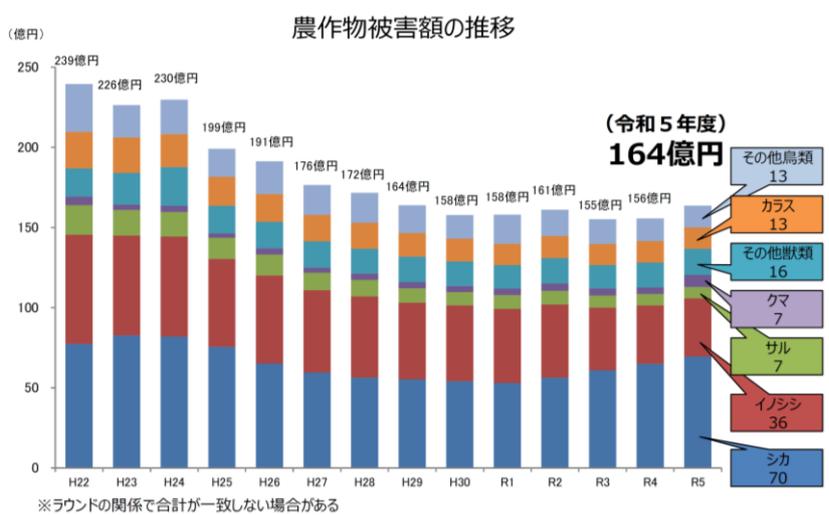


のクマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）による全国の人身被害件数（速報値）は 82 件（対前年度-116 件）となっている。令和 5 年度は統計のある平成 18 年度以降最多発生件数となった年度である点を踏まえると、前年度比では減少しているものの依然としてクマ類による人身被害は発生し続けている（図 5）。

さらに、(1)農業被害については、農業従事者の農業意欲を衰退させる大きな要因となり、農業従事者の離農を招いてしまうことで耕作放棄地が増加し、野生鳥獣による被害を更に増加させることにつながる。加えて、(2)林業被害については、シカの食害により樹木の樹皮が損傷し森林の立ち枯れや森林の下層植物の消失が起これ、最終的に森林の裸地化が起こる。これにより、本来森林が有する国土保全能力が低下することで土壌流出による土砂災害のリスクが高まり、多くの人間の生活を脅かすことにつながる。

このように、野生鳥獣被害は、集落周辺に限らず多くの人間の生活や経済活動、防災対策等多くの面において悪影響やリスクを与えているといえる。

図 1 主要な野生鳥獣による農作物被害額の推移



出所：農林水産省 農村振興局「鳥獣被害の現状と対策(令和7年7月)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/240605-88.pdf>
 (参照日：2025 年 7 月 17 日 / 以降の引用はすべて同日に参照)

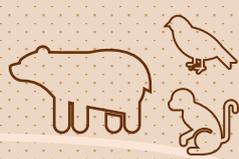
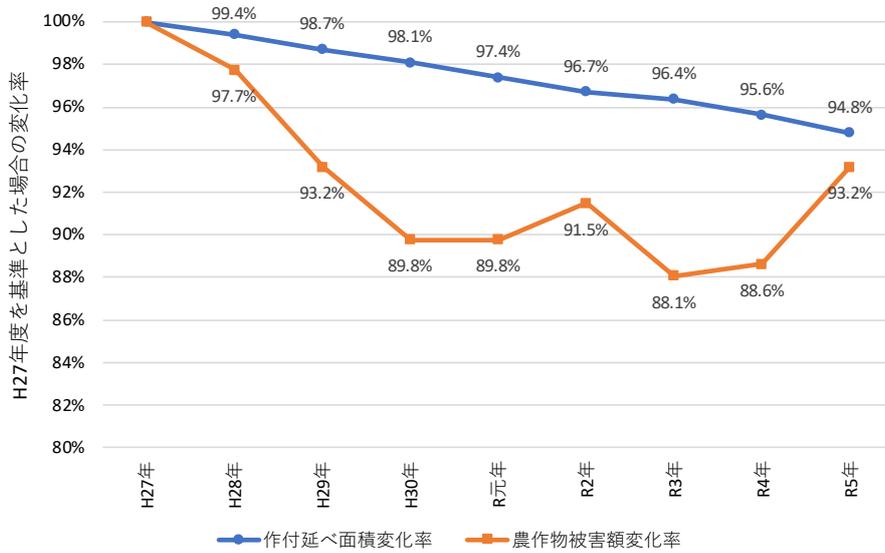


図2 作付延べ面積および主要な野生鳥獣による農作物被害額の変化率



出所:農林水産省 農村振興局「鳥獣被害の現状と対策(令和7年7月)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/240605-88.pdf>
 農林水産省「農地に関する統計」
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/10.html>
 の資料を基に株式会社日本総合研究所にて作成

図3 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額推移



出所:財務省「総括調査票」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/19.pdf



第1章 野生鳥獣被害の実情

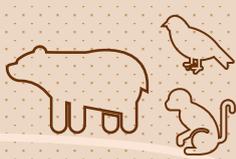
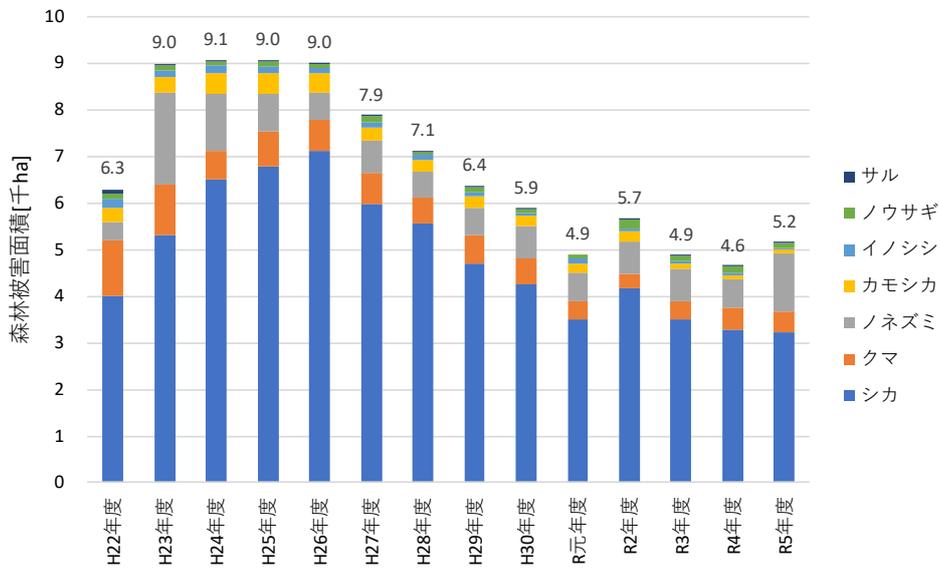


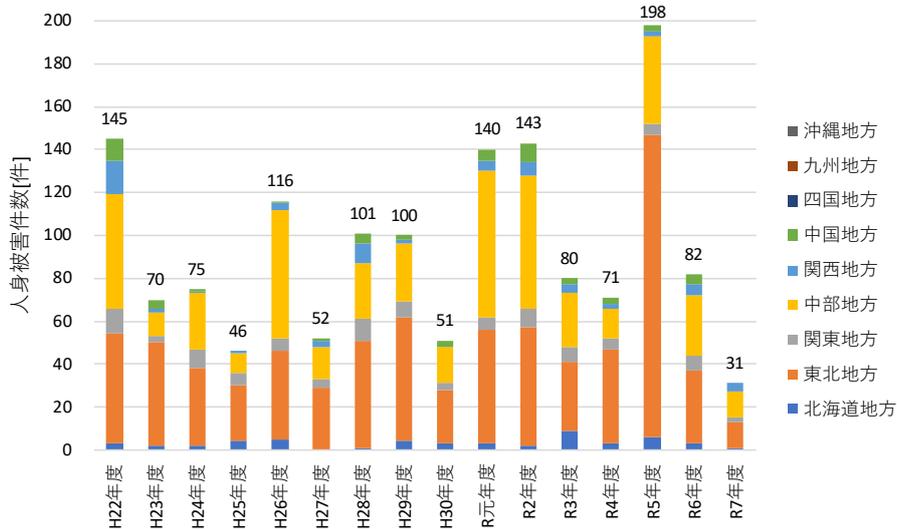
図 4 主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



※1 H22年度からR3年度の数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づく。
 ※2 R4年度及びR5年度の数値は都道府県等からの報告に基づく。

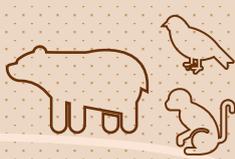
出所:林野庁「令和5年度 主要な野生鳥獣による森林被害面積」
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/tyouju-76.pdf>、
 林野庁「第1部 第1章 第3節 森林保全の動向(4)」
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r4hakusyo_h/all/chap1_3_4.html、
 環境省「鳥獣被害の現状と対策について」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5-1a/summary.pdf>
 の資料を基に株式会社日本総合研究所にて作成

図 5 クマ類(ヒグマ及びツキノワグマ)による人身被害件数の推移



※1 本数値は都道府県から聞き取った速報値に基づく。
 ※2 千葉県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県については、近年熊の目撃・捕獲実績が無いため計上していない。
 ※3 R7年度の数値はR7年6月末の数値。

出所:環境省「クマ類による人身被害について[速報値]」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/injury-qe.pdf>
 の資料を基に株式会社日本総合研究所にて作成



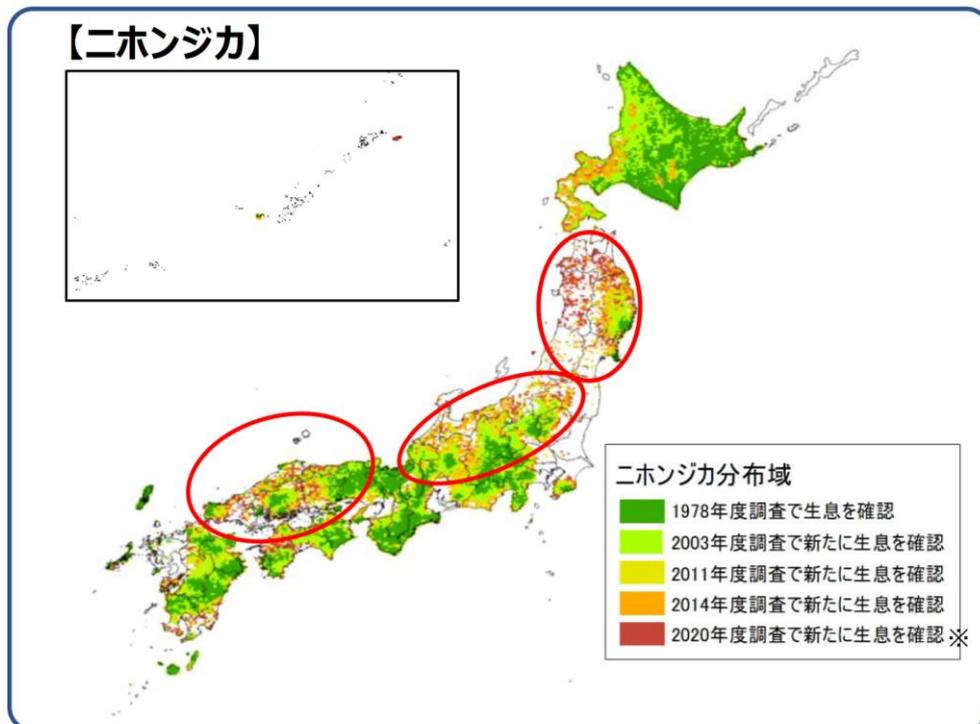
1-2 なぜ野生鳥獣被害が深刻化しているのか？

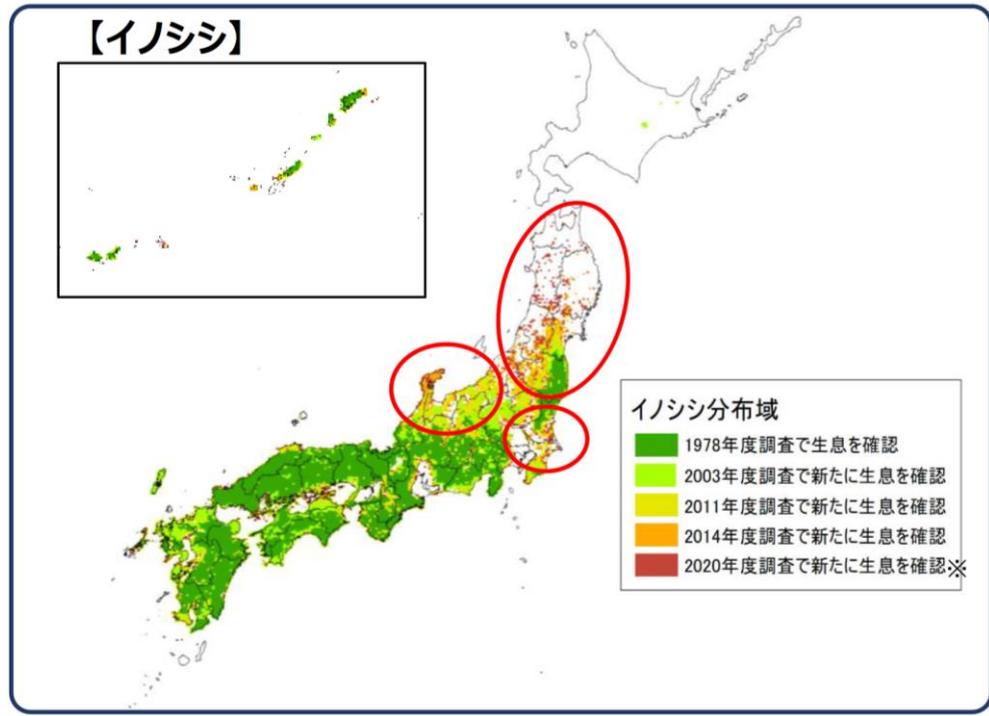
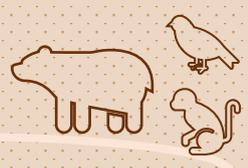
では、なぜ野生鳥獣被害が深刻化しているのだろうか。

高度経済成長期以前においては、集落周辺では山の中腹まで段々畑や棚田として耕作され、集落・農地の周辺には放牧地や管理された雑木林が広がっていた。これらの空間が緩衝地帯として機能し、野生鳥獣が集落へ接近しにくい環境が形成されていた。いわゆる、日本独特の「里山」である。しかし、都市部への若年世代の進学・就職が進んだことで、集落に残った高齢世代だけでは、林業や農業、狩猟といった持続的な里山管理に必要な機能の維持が困難となるケースが増えていった。その結果、里山は次第に崩壊し、人間と野生鳥獣との間に存在していた緩衝地帯が失われたことで、野生鳥獣が比較的大きな集落や市街地にまで侵入しやすくなったと考えられる。このようにして、野生鳥獣の分布は拡大し続け、野生鳥獣被害も深刻化していると考えられる。

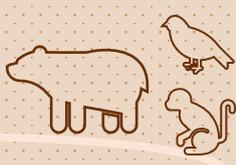
実際の野生鳥獣の分布状況を見ても、例えば、ニホンジカについては、平成26年度の調査以降、東北及び北陸、中国地方で新たに生息確認されたエリアが多数存在し、分布が拡大している。また、イノシシについても、平成26年度の調査以降、東北及び関東、北陸地方で新たな生息地が確認され、分布拡大の傾向が見られる（図6）。

図6 ニホンジカ及びイノシシにおける分布の推移





※ 「令和2年度ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息状況等調査業務」を基に環境省が作成。2020年度(令和2年度)調査は2018年度(平成30年度)までの捕獲データから全国の分布状況を2021年(令和3年)3月にとりまとめたもの。
出所:環境省「最新のニホンジカ、イノシシの個体数推定及び分布調査の結果等について(令和3年3月15日)」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hourei/h_horitu/attach/pdf/suisin_kaiji-7.pdf)



1-3 野生鳥獣被害に対する動向

野生鳥獣被害の深刻化を踏まえ、国主導で様々な法律や制度が創設されている。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

鳥獣保護管理法の目的は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」とされている。

本法律では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止とされている。そのため、野生鳥獣の被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲が必要となる場合は申請をする必要がある。

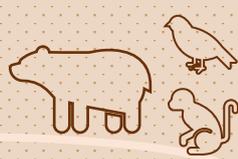
※緊急銃猟のための法改正

鳥獣保護管理法第 38 条では、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟が禁止されており、これまでは、クマ等の出現により危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難などを実施した上で応急的に銃猟を実施していた。しかし、膠着状態にある場合等においては、より予防的・迅速な対応が必要であるため、令和 7 年 2 月 21 日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。クマ等が人の日常生活圏に侵入し、クマ等による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長が、クマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させること（緊急銃猟）ができるものとするものである。本法律改正によって、クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することが可能となった。また、令和 7 年 7 月 8 日には実施主体である市町村向けに「緊急銃猟ガイドライン」が環境省より公表された。

(2) 特定鳥獣保護管理計画制度の創設

特定鳥獣保護管理計画制度とは、平成 11 年の鳥獣保護法の改正により設けられた、都道府県知事が策定する任意計画制度である。本計画は、イノシシやニホンジカなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加、生息域拡大等により、生態系や農林業等への被害が深刻化している点を踏まえ、これらの鳥獣の個体数の管理を図ることを目的としている。

なお、イノシシやニホンジカ等の生息数が増加している一方でツキノワグマなどの地域的に個体数の減少がみられる鳥獣がある点を踏まえ、平成 26 年の鳥獣保護法の改正により特定鳥獣保護管理計画制度



が以下の4計画に再整備された。専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な保護又は管理に係る目標を設定し、これに基づいて、鳥獣の適切な個体群管理の実施、鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等、様々な手段を講じることとしている。

①その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）

②その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）

③国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画（希少鳥獣保護計画）

④特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画（特定希少鳥獣管理計画）

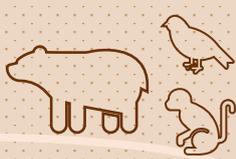
（3）抜本的な鳥獣捕獲強化対策の策定

抜本的な鳥獣捕獲強化対策とは、平成25年に環境省と農林水産省によって取りまとめられた対策である。本対策内では、ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響や当該鳥獣による農林水産業被害の深刻化を踏まえて「ニホンジカ、イノシシの個体数を令和5年度までに半減（平成23年度比）」することを目標として個体数の管理を実施する対策を策定している。

（4）指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣捕獲等事業とは、平成26年の鳥獣保護管理法改正により創設された制度で、大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業である。指定管理鳥獣には、市街地への出没や人身被害の発生等が深刻化しており、今後も被害が増加するおそれがあるため集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣が指定される。現在、ニホンジカ及びイノシシ、四国地方の個体群を除くクマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）が指定管理鳥獣に指定されている。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を実施する。当事業では、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件下で夜間狩猟を可能とするなど、狩猟に関する規制緩和がされている。これにより、(3)抜本的な鳥獣捕獲強化対策で定められたニホンジカ及びイノシシの個体数半減目標に大きく寄与している。



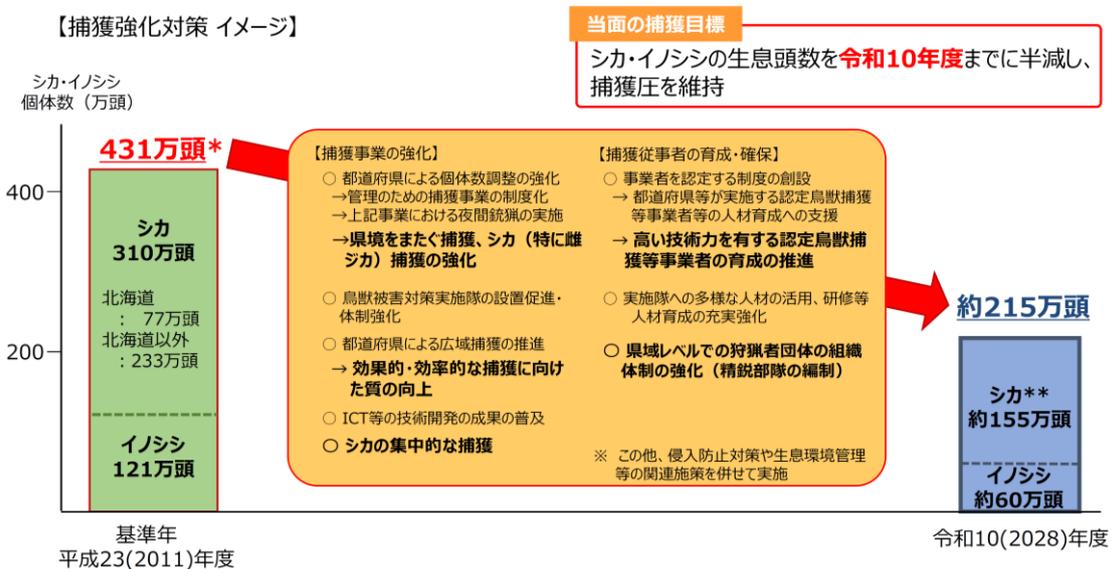
(5) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策の目標見直し

イノシシについては、これまでの捕獲の効果等により、個体数が順調に減少している一方で、ニホンジカ(本州以南)の個体数については、未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しい状況となった。このため、環境省と農林水産省は、令和5年に当初目標を見直し、下記2点を新たな目標とした。

- ①シカについては、令和10年度までに生息頭数の半減(平成23年度比)を目指す
- ②イノシシについては、生息頭数の半減(平成23年度比)を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持する

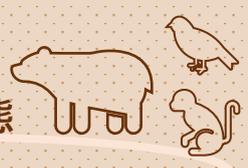
本目標の達成のために、ニホンジカ及びイノシシの更なる捕獲強化が求められる(図7)。

図7 ニホンジカ・イノシシの捕獲目標及び捕獲強化に向けて想定される取組内容

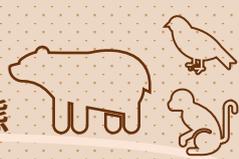


*環境省における令和4年度の推定値(北海道の個体数は北海道が独自に推定)。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画(第6期:令和4~9年度)で示している基準年の推定個体数の半数(39万頭)を用いた。



第2章 野生鳥獣被害対策の実態



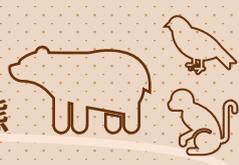
2-1 アンケート調査の実施内容

(1) アンケート調査の目的

第1章で触れたとおり、近年、野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻化し、また、人的被害も発生しており、地域の経済や生活に甚大な影響を及ぼしている。国としても、野生鳥獣被害対策の取組を進めてきているが、更なる対策が急務とされている。

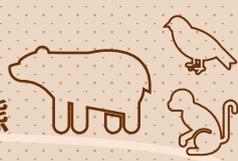
これらの状況を踏まえ、日本総合研究所では、以下の3つを把握し、野生鳥獣被害の軽減に向けた新たな政策提言を行うことを目的に、アンケート調査を実施することにした。

1. 各基礎自治体の野生鳥獣被害状況の実態を現場目線で把握する
2. 各基礎自治体が現在どのような対策を実施しているのかを把握する
3. 財源や人材の不足など、野生鳥獣被害対策を進める上での具体的な課題を明らかにする



(2) アンケート調査の実施概要

- 調査名： 「野生鳥獣被害に関する調査」へのご協力をお願い
- 調査目的： 1. 野生鳥獣被害の状況を把握する
2. 野生鳥獣被害対策の実施状況を把握する
3. 野生鳥獣被害対策を実施する上での課題を把握する
- 調査対象： 全国の1,718基礎自治体（北方領土を除く）
- 調査手法： WEB 回答
- 調査期間： 2024年11月19日～2024年12月20日
- 回収率： 45.5%（回答数782／配布数1,718）
- 調査項目： I. 野生鳥獣被害の現状について
I-（1）：野生鳥獣による被害状況
I-（2）：野生鳥獣被害の拡大状況
- II. 野生鳥獣被害の対策状況
II-（1）：野生鳥獣被害対策の取組状況
II-（2）：野生鳥獣被害対策に取り組んでいる部署
II-（3）：取り組んでいる野生鳥獣被害対策の内容
II-（4）：自治体財源による捕獲奨励金の交付制度の実施状況
II-（5）：捕獲奨励金の金額
II-（6）：野生鳥獣被害対策に取り組む上での民間企業との連携状況
II-（7）：野生鳥獣被害対策に取り組む上で地域の集落との連携状況
II-（8）：野生鳥獣被害対策に取り組む上で都道府県との連携状況
II-（9）：野生鳥獣被害対策に取り組む上で周辺自治体との連携状況
- III. 野生鳥獣被害の課題
III-（1）：野生鳥獣被害対策に取り組む上での課題
III-（2）：野生鳥獣被害対策に取り組んでいない理由
（過去に取り組んでいたが、現在取り組んでいない理由）
III-（3）：野生鳥獣被害対策に取り組んでいない理由
（過去も現在取り組んでいない理由）

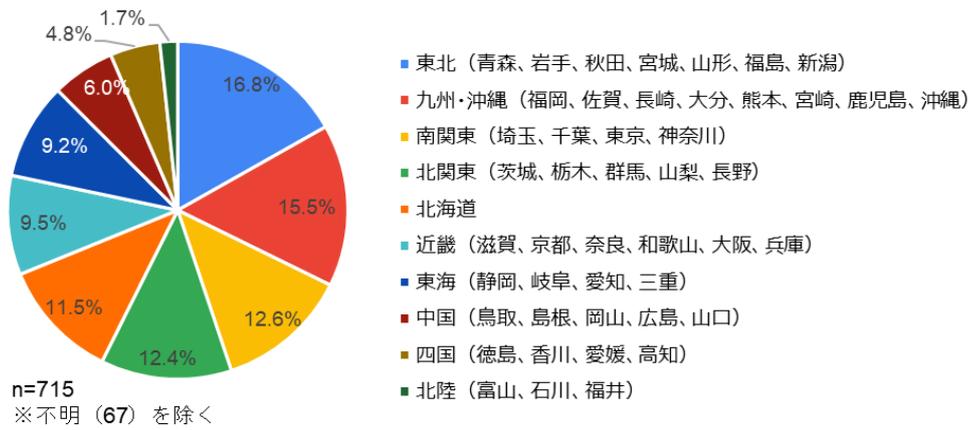


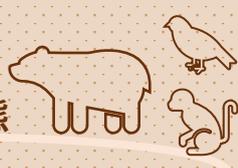
2-2 アンケート調査結果

(1) 回答属性について

本アンケートでは、全国の782団体から地域に偏りなく回答を得ることができた。

図8 回答者地域属性





(2) 野生鳥獣被害の現状について

野生鳥獣被害の現状について概観すると、回答団体のうち何らかの野生鳥獣被害を受けていると回答した基礎自治体は97.6%であり、また、そのうち被害状況について「拡大している」と回答した基礎自治体は74.3%であった。本結果から、野生鳥獣被害が全国的に拡大傾向にあることが分かった。

図9 野生鳥獣被害状況

→ ほぼ全ての基礎自治体が野生鳥獣被害を受けていると回答

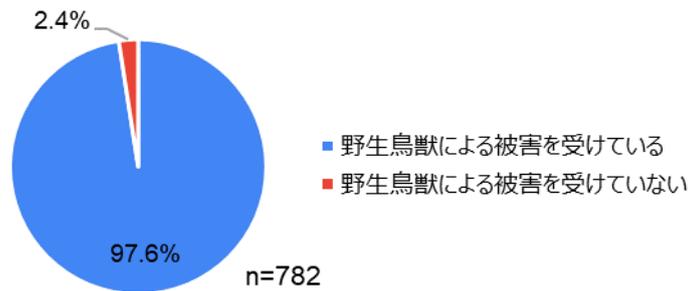
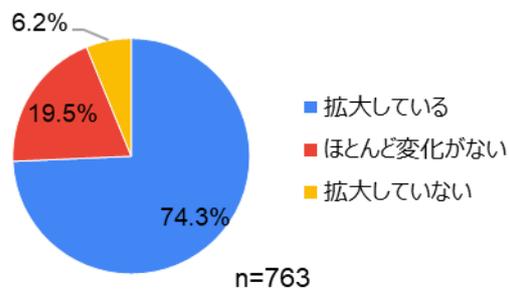
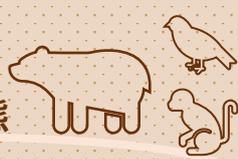


図10 野生鳥獣被害の拡大状況

→ 野生鳥獣被害を受けていると回答した基礎自治体のうち、7割以上の基礎自治体が「被害が拡大している」と回答



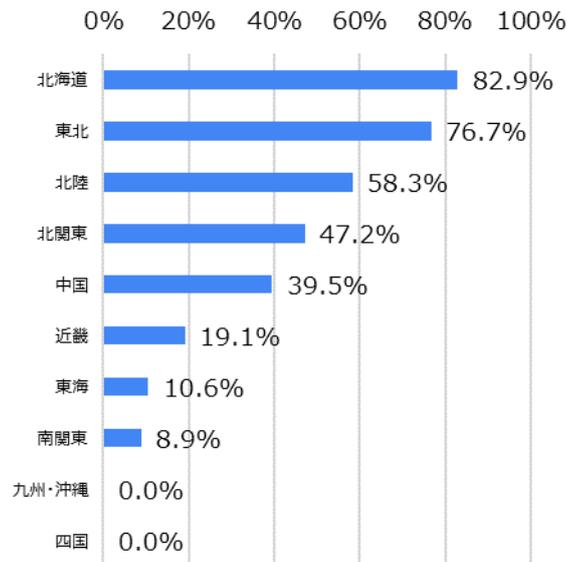


① 加害鳥獣別の被害状況

鳥獣保護管理法において、指定管理鳥獣に指定されているクマ・シカ・イノシシの加害状況について地域別の集計を行った結果、生息分布の少ない地域を除き、多くの地域で被害を受けていることが分かった。

図 11 クマによる被害状況

→北海道をはじめとした北日本地域を中心に「クマによる被害を受けている」と回答



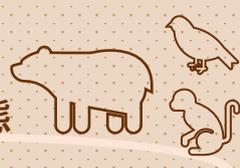


図 12 シカによる被害状況

→南関東を除く全ての地域で、5割以上の基礎自治体が「シカによる被害を受けている」と回答

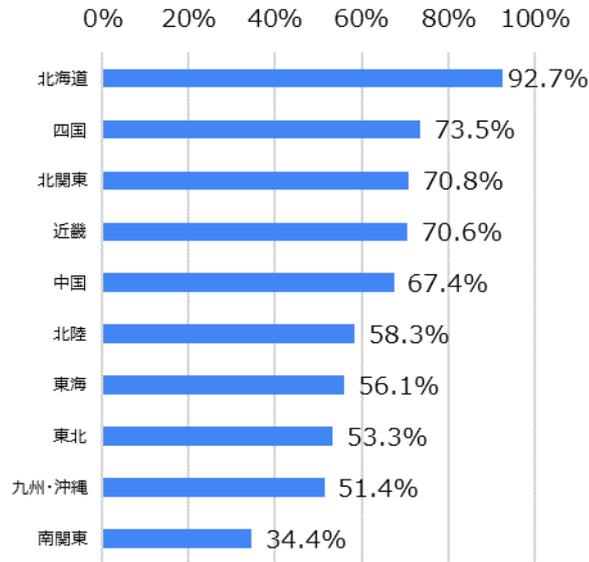
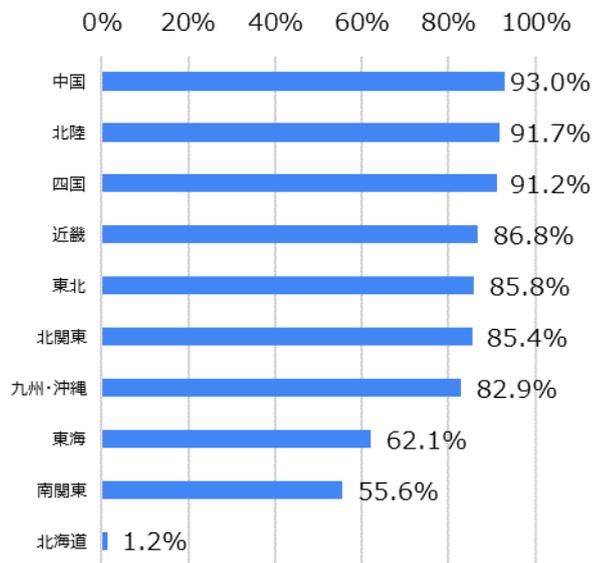
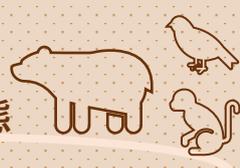


図 13 イノシシによる被害状況

→北海道を除く全ての地域で、5割以上の基礎自治体が「イノシシによる被害を受けている」と回答。



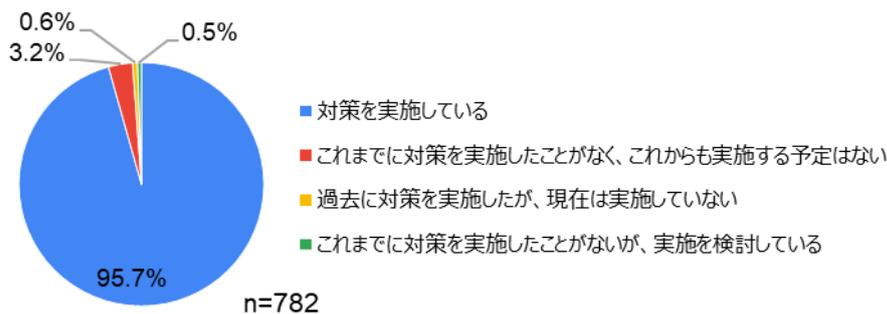


(3) 野生鳥獣被害対策の実施状況について

野生鳥獣被害対策について、回答団体のうち対策を実施していると回答した基礎自治体は95.7%であり、多くの基礎自治体で対策を実施していることが分かった。

図14 野生鳥獣被害対策の実施状況

→ほぼ全ての基礎自治体が野生鳥獣被害対策を実施していると回答

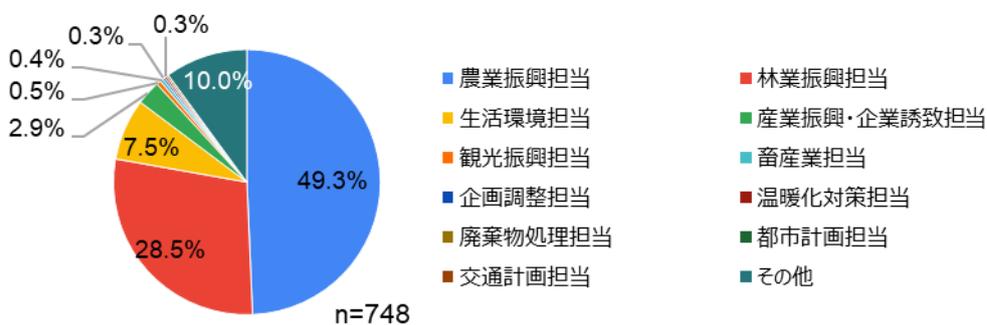


① 対策の担当部署

野生鳥獣被害の対策を実施している部署は農業振興担当が49.3%で半数を占める。次いで林業振興担当が28.5%、生活環境担当が7.5%とこれら3つの担当で全体のおよそ80%を占める。地域別では担当の割合に差があり、農作物被害、森林被害及び生活環境被害、それぞれの地域の被害状況に応じて担当課が異なっているものと推察される。

図15 野生鳥獣被害対策の担当部署

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体における担当部署は、農業振興担当が半数と最も多く、次いで林業振興担当、生活環境担当の回答順



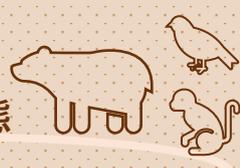
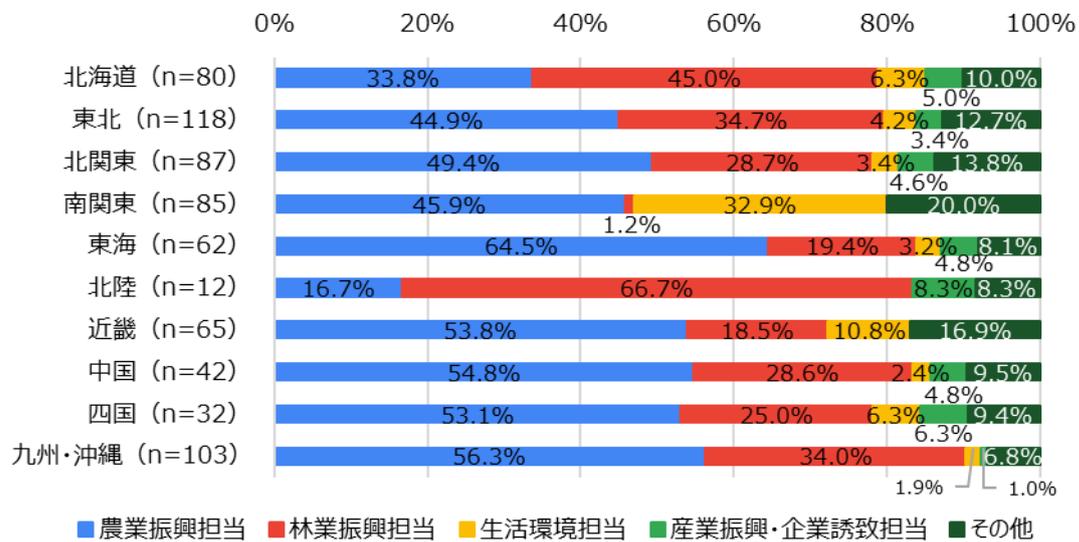
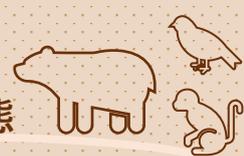


図 16 地域別の野生鳥獣被害対策の担当部署

→地域別で見ると、北陸地方では林業振興担当が多く、南関東地域では生活環境担当が多い



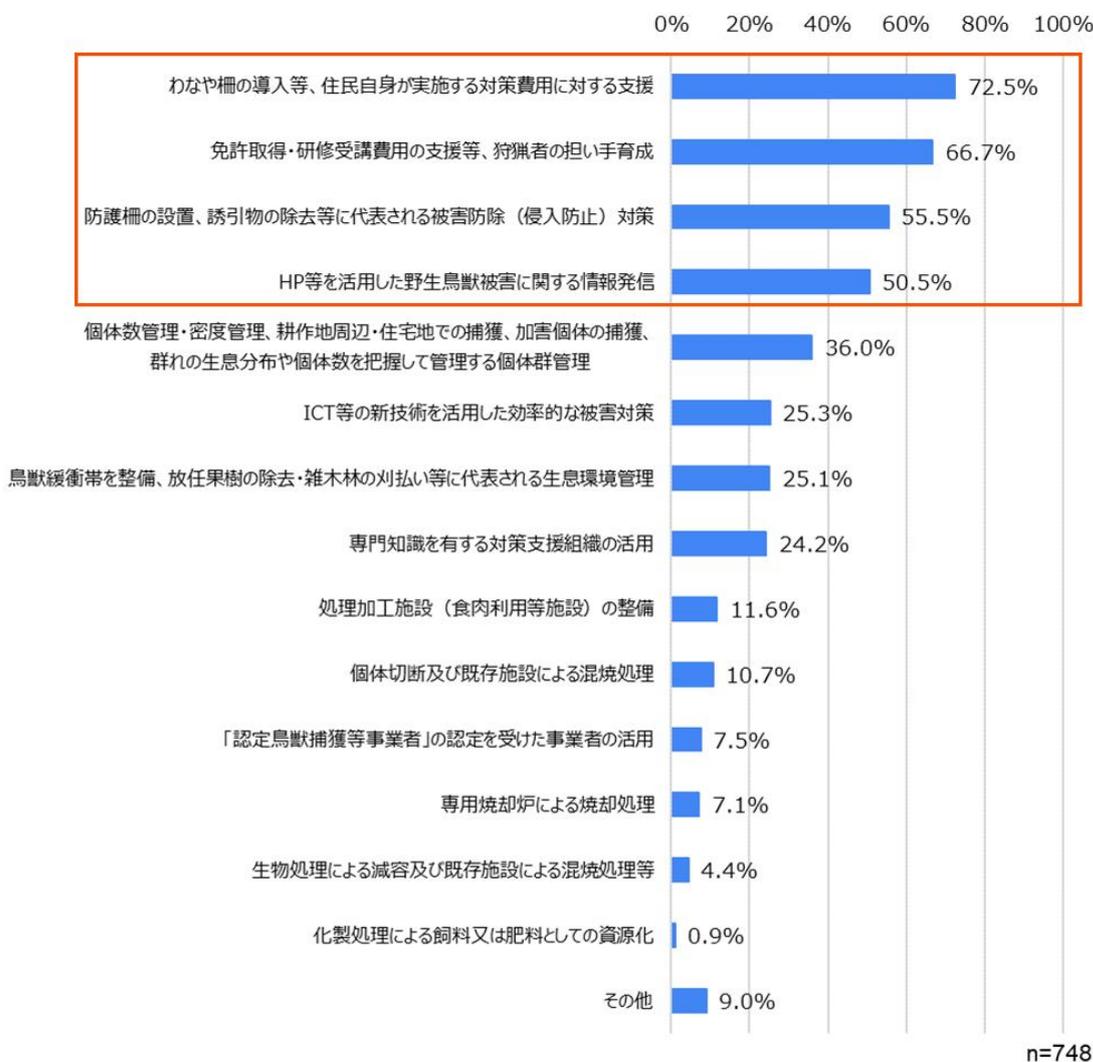


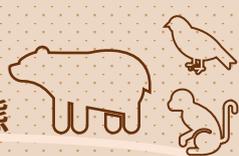
② 野生鳥獣被害対策の実施内容

実施している野生鳥獣被害対策は、「住民による防護柵・罾等の設置費用に対する支援」(72.5%)、「狩猟免許取得費用や研修受講への支援」(66.7%)、「防護柵設置や誘引物除去等による侵入防止」(55.5%)、「HP等を活用した情報発信」(50.5%)が上位を占めており、いずれも「住民の自助・共助的な行動を前提とした支援」である点が共通している。

図 17 野生鳥獣被害対策別の実施状況

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体における対策内容は、「わなや柵の導入等、住民自身が実施する対策費用に対する支援」が最も多く、次いで「免許取得・研修受講費用の支援等、狩猟者の担い手育成」、「防護柵の設置、誘引物の除去等に代表される被害防除（侵入防止）対策」、「HP等を活用した野生鳥獣被害に関する情報発信」の回答順





③ 基礎自治体財源による捕獲奨励金

野生鳥獣捕獲に対する補助金として、国では鳥獣被害防止総合対策交付金として加害鳥獣別に補助金を支払う制度が存在しているが、当該交付金とは別に基礎自治体財源の奨励金制度を設けている基礎自治体は65.8%であり、多くの基礎自治体が自らの財源で捕獲奨励金の支払額を増額させていることが分かった。金額で見ると、クマ、イノシシは国の補助金の約3倍であり、被害状況の深刻さがうかがえる結果となった。

図 18 基礎自治体財源による捕獲奨励金の有無

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体の66%が基礎自治体財源による捕獲奨励金の制度があると回答

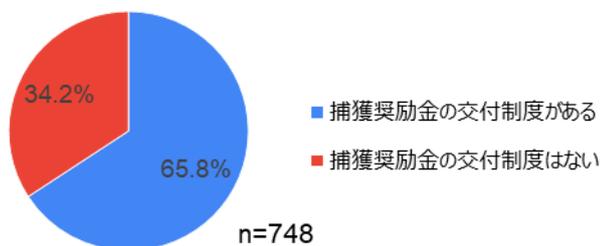
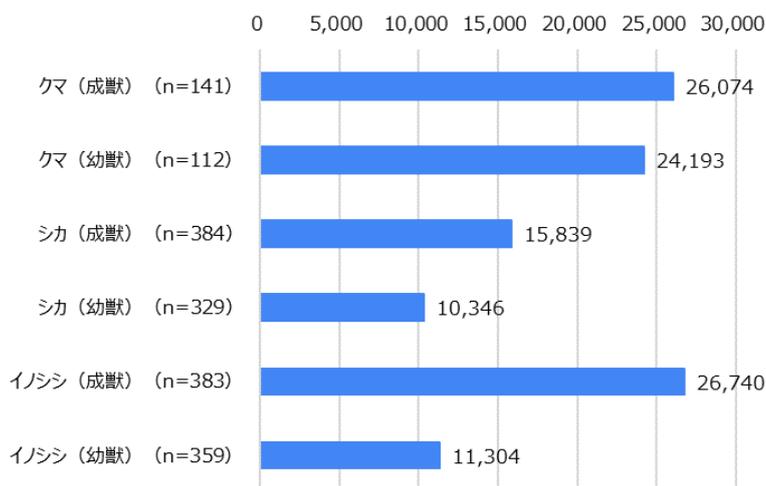


図 19 加害鳥獣別の平均捕獲奨励金額

→捕獲奨励金制度を設けている基礎自治体の捕獲奨励金額の平均は、クマ（成獣）、イノシシ（成獣）は25,000円程度、シカ（成獣）は15,000円程度



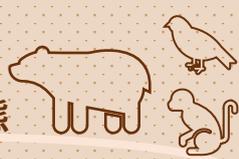


図 20 (参考)鳥獣被害防止総合対策交付金のうち緊急捕獲活動支援事業における補助金額

鳥獣種		金額 (上限単価)
イノシシ・シカ (成獣)	ジビエ利用	9,000 円/頭
	焼却処理	8,000 円/頭
	埋設等	7,000 円/頭
クマ・サル等 (成獣)		8,000 円/頭
その他獣類		1,000 円/頭
鳥類		200 円/頭

(出所) 農林水産省「鳥獣被害防止総合対策交付金の支援内容について (令和7年4月)」

(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/attach/pdf/yosan-17i.pdf>)

を基に株式会社日本総合研究所にて作成

④ 野生鳥獣被害対策の連携状況

野生鳥獣の生息域は基礎自治体をまたぐことから、被害対策は基礎自治体単独で推進できるものではなく、様々な主体との連携が必要となる。具体的には、実行部隊となる地域の集落、野生鳥獣の棲み処を共有する周辺基礎自治体、広域的な計画を管理する都道府県、そして最先端の技術・サービスを保有する民間事業者との連携である。

本アンケート結果では、鳥獣被害防止計画策定や情報共有のために都道府県と連携を行っている基礎自治体が多く見られた。また、鳥獣被害対策協議会及び鳥獣被害対策実施体の設置のために地域集落と連携を行っている基礎自治体が多く見られた。一方で、周辺基礎自治体や民間事業者との連携は行っていない基礎自治体が多いことが分かった。

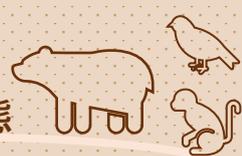


図 21 都道府県との連携状況

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体の71%が地域実施計画・被害防止計画等の作成で都道府県と連携していると回答

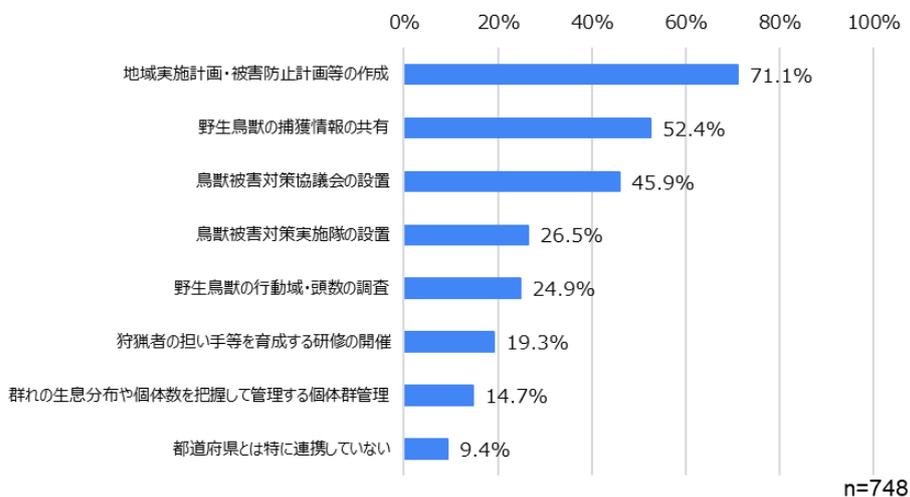
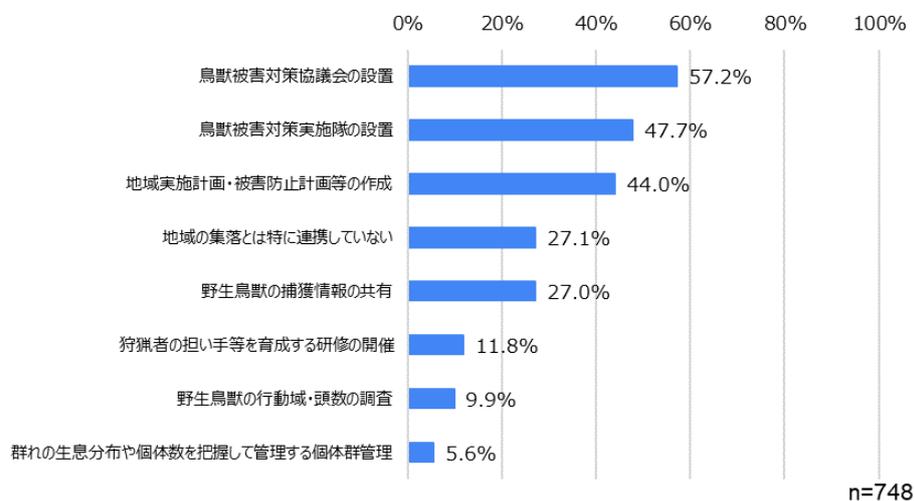


図 22 地域の集落との連携状況

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体の57%が鳥獣被害対策協議会の設置で地域の集落と連携していると回答



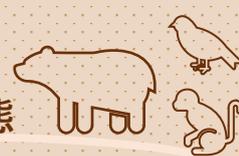


図 23 周辺基礎自治体との連携状況

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体の42%が周辺基礎自治体とは特に連携していないと回答し、最も多くの回答を占めた

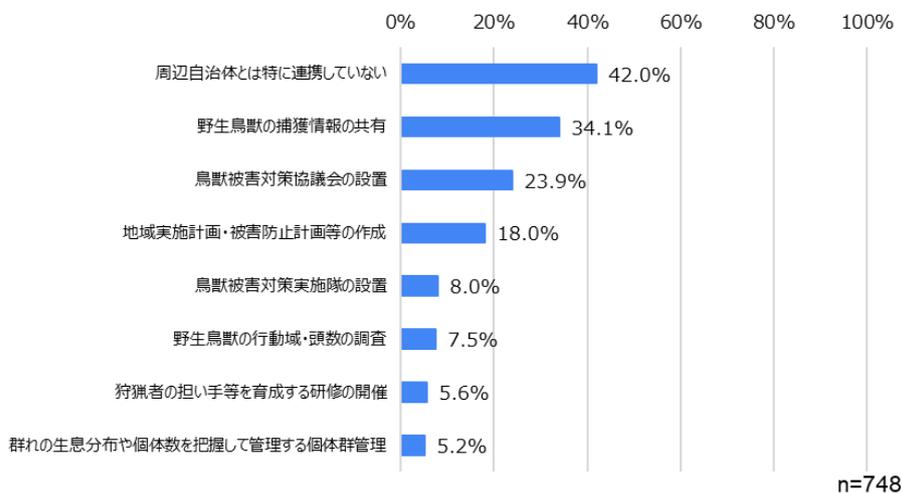
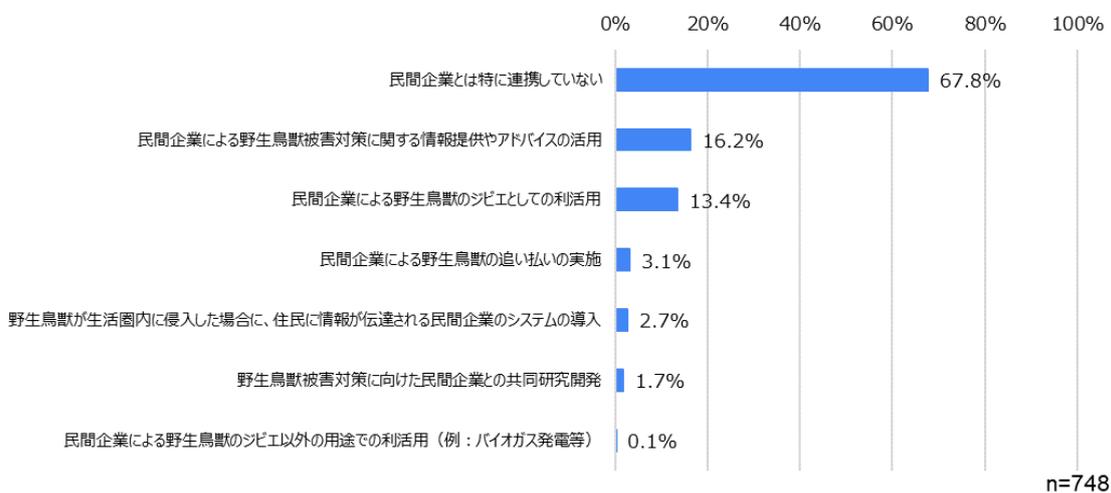
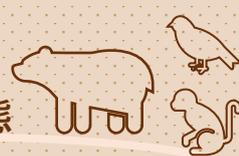


図 24 民間企業との連携状況

→野生鳥獣被害対策を実施している基礎自治体の68%が民間企業とは特に連携していないと回答し、公民連携がほとんど進んでいない状況が明らかとなった





(4) 野生鳥獣被害対策を行う上での課題について

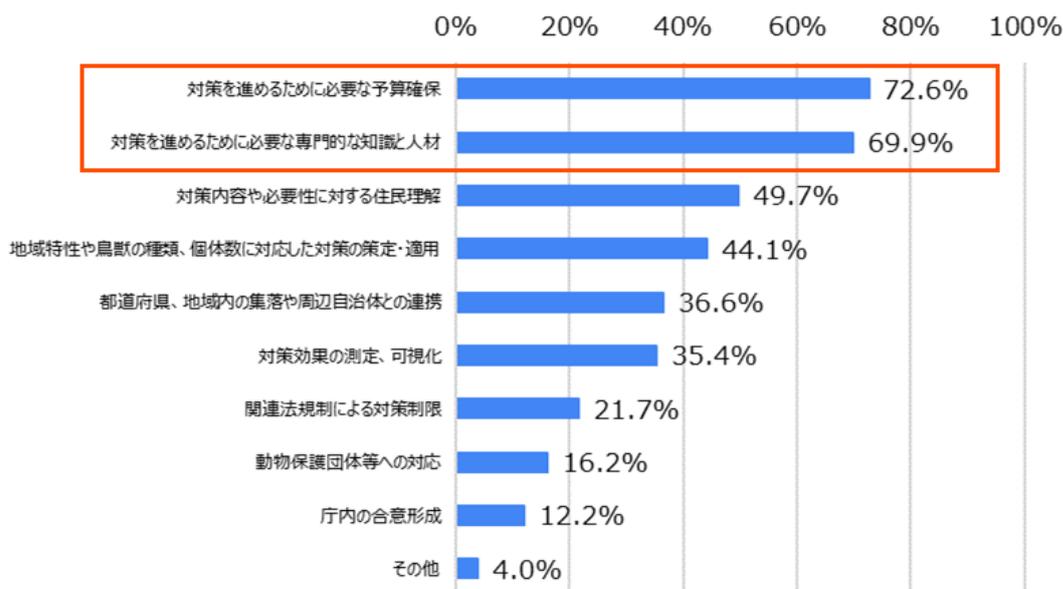
野生鳥獣被害対策には、防護柵・捕獲罠の導入やメンテナンス、監視システムの導入、あるいはハンターへの捕獲奨励金等、多額の費用が必要となるが、72.6%の基礎自治体が「対策を進めるために必要な予算確保」を課題として挙げた。

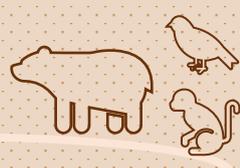
また、野生動物の生態や行動を理解し、効果的な対策を講じるためには、高度な専門知識と経験が求められるが、69.9%の基礎自治体が「対策を進めるために必要な専門的な知識と人材」を課題として挙げた。

これらの結果から、野生鳥獣被害対策を進める上では、予算・専門人材が不足しているという課題が浮き彫りになった。

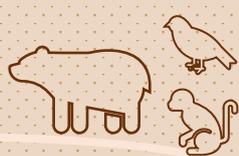
図 25 野生鳥獣被害対策を進める上での課題

→野生鳥獣被害対策を行う上での主な課題として、対策を進めるために必要な予算確保が最も多く73%の基礎自治体が回答し、次いで、対策を進めるために必要な専門的な知識と人材を70%の基礎自治体が回答





第3章 得られる示唆と提言



3-1 基礎自治体単独対応の限界

(1) 問題意識

アンケート調査結果から、ほぼすべての基礎自治体が野生鳥獣被害を受けていると回答し、また、そのうち7割以上が被害状況が拡大していると回答しており、全国的に野生鳥獣被害が深刻化している現状が明らかになった。

そのような状況の中、多くの基礎自治体が何らかの野生鳥獣被害対策を実施しているものの、その多くは「住民の自助・共助的な行動を前提とした支援策」が中心であり、被害が発生した地点を起点とした「対症的なアプローチ」にとどまっている。こうした支援策は、住民の努力を後押しするという点では一定の効果があるものの、担い手の高齢化や人口減少が進行する中で、住民自らが対策を継続することには限界がある。加えて、野生鳥獣の生息分布が拡大し、被害が広域化・複雑化するなかで、もはや「住民任せ」の支援策だけでは野生鳥獣被害に対応しきれない現実がある。

(2) 暮らしの変化がもたらした構造的背景

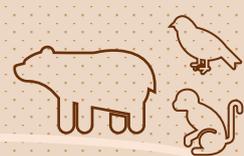
第1章2節で触れたとおり、かつての日本の農山村では、里山の暮らしがあり、人々が山や畑、林縁、川沿いなどの自然環境に日常的に立ち入り、作業することで「人の気配」を常につくり、それが結果的に人と動物との境界を守る「緩衝地帯」としての機能を果たしていた。こうした「暮らしの中の対策」が成立していた時代においては、自助・共助的な対策も機能していたと考えられる。

しかし現代では、農林業の衰退と中山間地域の過疎化・高齢化により、そうした暮らしと空間構造が大きく変化している。人が立ち入らなくなった耕作放棄地、手入れされなくなった林縁や水路、集落と山の間の空白地帯は、野生動物にとっての侵入経路となり、かつて緩衝地帯として機能していた中山間地は、今やその機能を失いつつある。結果として、野生動物の出没はより日常的なものとなり、住民による自助・共助の前提そのものが成立しなくなってきている。

にもかかわらず、現行の対策の多くがいまだに「住民による対応」を前提として設計されているため、結果的に現場に過剰な負担が集中し、被害の抑制につながらない状況に陥っていると考えられる。

(3) 基礎自治体対応の限界

アンケート調査結果からは、多くの基礎自治体が「専門人材の欠如」や「予算の不足」を共通課題として挙げており、野生鳥獣被害対策を継続・拡充していく上での基礎的なリソースが不足している実情が明らかになった。野生鳥獣被害対策を基礎自治体単独で実施するには明確な限界があり、野生鳥獣被害対策は、個々の自治体に委ねられるべき「局所的な地域課題」としてではなく、より広域かつ構造的な課題として捉え直す必要がある。



3-2 共生圏のリデザイン

(1) 現代社会で必要とされる取組

第3章1節で触れたとおり、問題の根本にあるのは、「人と自然の境界が構造的に失われたこと」である。これを解決するためには、本来であればかつてのように中山間地域に人々が住み、日常の営みの中で境界を維持することが理想であるが、都市集中と人口減少が進行する現代において、農林業の大規模振興や若年層の地方定住により、かつてのような暮らしを再現することは現実的ではない。

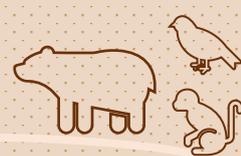
そこで求められるのが「かつての共生状態を、現代社会の中で別の形で補完・再構築する」取組である。かつての共生状態とは、具体的には以下の2つの条件が成立している状態を指す。

1. 野生動物と人の生活圏との間に、空間的な「間」が確保され、野生動物にとっての忌避空間として機能している状態
2. 空間的な「間」の維持が、一部の個人や団体に依存せず、社会的に分担・支援されている状態

(2) 共生圏のリデザイン

では、どのように「かつての共生状態」を再構築するのか。野生鳥獣被害の背景には、これまで述べたように人口構造の都市集中、土地利用の偏在といった、より広範な社会構造の変化が横たわっており、野生鳥獣被害対策は、被害地域に限定された個別課題ではなく、社会全体で共有すべき構造的課題である。

それにもかかわらず、現在の野生鳥獣被害対策は被害地域の基礎自治体の負担が大きく、対策の持続可能性という観点から大きなリスクを抱えている。野生鳥獣被害地域以外の住民は、日々の安全な暮らしが、被害地域の基礎自治体職員、農業者、猟友会などによる野生鳥獣被害対策の上に成り立っていることを理解する必要があるが、現状、その理解度は非常に低いと言わざるを得ない。このような構造を是正し、野生鳥獣被害を「社会全体の課題」として捉え、野生鳥獣被害地域内外の「ヒト・モノ・カネ・情報」のリソースを効果的に再配置する新たな野生鳥獣被害対策が不可欠である。このような「かつての共生状態」をハード・ソフトの両面から現代社会で再構築する取組を、本レポートでは「共生圏のリデザイン」と定義し、具体的手法として以下のような取組を提言する。



③ カネ（予算）

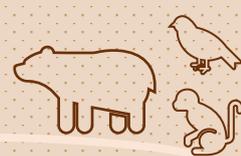
野生鳥獣被害対策には多面的かつ継続的な費用支出が避けられない。これを一つの基礎自治体で担い続けることは困難であり、資金循環を制度的に設計していく必要がある。持続可能な制度設計とするためにも、被害地域以外の人々が単なる資金援助に留まらない、共生圏を共に担う構成員の一員としての幅広い関与が求められ、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）等の官民連携による投資スキームの導入
- ・ 企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等による支援
- ・ 社会便益を元にした補助金制度の構築 等

④ 情報（啓発）

野生鳥獣被害地域とそれ以外の地域の社会的な共有認識のギャップを埋めるために、野生鳥獣被害を「自分ごと化」するための接点を増やす必要がある。そのためには、単なる情報提供や発信ではなく、具体的な接触機会や意味づけの工夫が必要であり、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ ジビエ食の提供を通じた「食育」
- ・ 革製品の製作、販売を通じた背景のストーリーの伝達 等



3-3 共生圏のリデザインを実現するために

(1) 野生鳥獣被害対策地域のモデル化

第3章2節で触れたとおり、共生圏のリデザインを実現するためには、野生鳥獣被害地域内外の多様な主体の関与と、持続的な仕組みの再設計が不可欠である。しかし現在の政策枠組みにおいては、地域ごとの取組を体系的に支援・誘導するような包括的な実装モデルの設計はなされていないのが実情である。

今後の政策は、個別対策の積み上げではなく、社会全体で共有すべき構造的課題として野生鳥獣被害を捉え直し、その対策モデルを見える形で設計・提示する必要と考える。そのために、まずは野生鳥獣被害対策の先進モデルのパターンを、国や都道府県が政策として主導していくことを提言する。

(2) 政策の基本的な考え方

具体的な政策は、第3章2節で述べた共生圏を社会全体で支えるための「ヒト・モノ・カネ・情報」の4つのアプローチに基づき、野生鳥獣被害対策に取り組む地域モデルを全国から募集・選定の上、実装に向けた支援を実施する。作られたモデルは、被害対策の推進を図りたい各地域の特性に応じカスタマイズされ、実装されていくことが期待される。さらにこれらのモデルを同一都道府県内・基礎自治体内で水平展開を図っていき、ゆくゆくは全国的な普及を目指す。

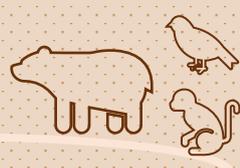


図 27 野生鳥獣被害対策モデルのイメージ

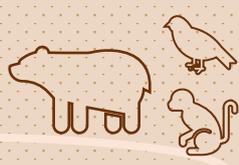


(3) 政策の意義と波及効果

本政策の実施によって、地域ごとに実践されてきた手法や新たなアイデアが、社会的知見として整理・蓄積され、他地域への応用可能な「共生圏リデザインの実装パッケージ」として展開できるようになる。

また、モデルを実践した地域の横の連携を通じて、各地で共通する課題や工夫を共有し合うネットワークの形成が期待され、こうした場を通じて、従来のような単発的・局所的な取り組みにとどまらず、地域間での学び合いや制度・技術の共同活用が可能となる。

さらに、政策の推進そのものが、社会全体の理解や関心を高めることにつながり、野生鳥獣被害対策の位置づけを変える契機ともなりうる。



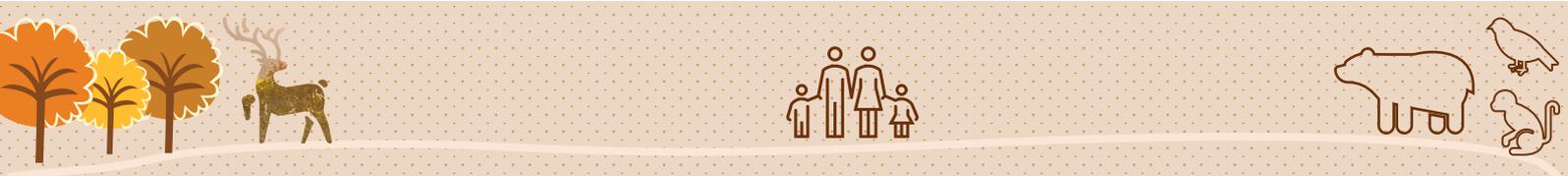
3-4 (補遺)ネイチャーポジティブとの接続

2022年の昆明・モンリオール生物多様性枠組を契機に、国際的に「ネイチャーポジティブ」という概念が急速に注目を集めている。これは、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという方向性を共有するものであり、気候変動対策とも並ぶグローバルアジェンダとなっている。

日本においても、「30by30目標」や「自然共生サイト」の創設、「ネイチャーポジティブ経済」や「TNFD（自然関連財務情報開示）」などを通じて、自然と人間活動の共存・調和を図る取り組みが進みつつある。とりわけ自然共生サイトでは、農地・里山・企業敷地など、従来の保護区外の空間を生物多様性保全の対象とすることで、日常的土地利用との両立を図る仕組みが制度化されている。

このように、「構造的な調和」という視点、すなわち、自然と人の営みを空間的・制度的に共存させる設計思想は、政策の理念としては既に明記され、制度面でも一定の具体化が進んでいるといえる。

野生鳥獣との関係性を地域の構造として再設計する「共生圏のリデザイン」構想は、生物多様性の回復を誰かの専門領域ではなく、地域の暮らしと構造の問題として位置づけ直すものであり、ネイチャーポジティブの実装を地域の日常から支える「基盤」として位置づけることができる。



著者

株式会社日本総合研究所

川本 宙

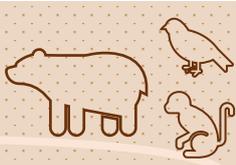
リサーチ・コンサルティング部門
サステナブル社会デザイングループ
シニアコンサルタント

若松 寿明

リサーチ・コンサルティング部門
サステナブル社会デザイングループ
コンサルタント

大島 裕司

リサーチ・コンサルティング部門
サステナブル社会デザイングループ
部長／シニアマネジャー



株式会社日本総合研究所について

日本総合研究所は、シンクタンク・コンサルティング・ITソリューションの3つの機能を有する総合情報サービス企業です。「新たな顧客価値の共創」を基本理念とし、課題の発見、問題解決のための具体的な提案及びその実行支援を行っています。ITを基盤とする戦略的情報システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供をはじめ、経営戦略・行政改革等のコンサルティング、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、新たな事業の創出を行うインキュベーションなど、多岐にわたる企業活動を展開しています。

ホームページ：<https://www.jri.co.jp/>

本ホワイトペーパーに関するお問い合わせ先

株式会社日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

E-mail：200010-aratana-chiikizukuri@ml.jri.co.jp